

高齢者世帯や要介護認定者等の急速な増加への対応を図るため、地域優良賃貸住宅(高齢者型)に係る助成対象を拡充し、バリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を促進

住生活基本計画における高齢者等への配慮に関する目標

うち 高度のバリアフリー化

【6.7%(H15)→25%(H27)】

2箇所以上手すり設置、屋内段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅

一定のバリアフリー化

【29%(H15)→75%(H27)】

2箇所以上手すり設置又は屋内段差解消

地域優良賃貸住宅(高齢者型)の拡充

【新規建設(Aタイプ)】

高齢者等配慮対策等級3相当

- ・ 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられている
- ・ 介助用車いす使用者の基本生活行為を容易にするための基本的な措置が講じられている

追加

【新規建設(Bタイプ)】

高齢者等配慮対策等級2相当+エレベータ設置

〔移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられている〕

緩和

【既存ストックの改良】

(現行) 高齢者等配慮対策等級2相当まで緩和可能
(拡充) 高齢者等配慮対策等級2(段差解消等については等級2-相当)まで緩和可能

助成対象

- ・ 高齢者支援施設を併設する場合の調査設計計画費を助成対象に追加

対象額:賃貸住宅部分を含め調査設計計画費に15%を乗じて得た額

- ・ 「一定のバリアフリー化」に対応する新規建設(Bタイプ)の地域優良賃貸住宅(高齢者型)については、社会福祉施設等との一体的整備費、団地関連施設整備費、建築物等除却費、仮設店舗等設置費は助成の対象外